

九月：浦河・大樹開産業開発道路開削、起工式挙行。

…静内町開基百年記念式典挙行。

新冠発電所建設工事着工。

十月：幌泉町をえりも町と改称、開基九十周年記念祝賀式典挙行。

第十一回国勢調査、日高管内各町の人口何れも減。

十二月：沙流川源流原始林が文化庁より天然記念物に指定される。

昭和四十六年（一九七二）

第三期総合開発計画発足。

二月：日高地方振興協議会設立、七月正式に発足。

四月：統一地方選挙、知事、道議、町議。堂垣内尚弘北海道知事に当選。

五月：日高管内選出の道議杉本栄一道議会議長に選出される。

日高選出の道議が議長に選出さるたのは故坂東秀太郎に次いで二人目。

六月：参議院議員選挙。

九月：台風二十六号による日高地方の被害約四億に達する。

昭和四十七年（一九七二）

二月：札幌オリンピック冬季大会

一、二六〇二七沿道の日高の民聖火を歓迎する

・川端武史（自昭和四十七年四 至昭和 〃）

八月：第二十三回全道青年大会浦河町で開催

第二十一回全国青年大会予選会

九月：日高支庁に広報車こだま号配置となり広報活動活発、様似町開基百七十年（町制二十周年）門別町開基百年記念式挙行
…日高支庁開設百年を迎える。

十月：新冠種畜牧場百周年、获伏地区開基九十周年記念式挙行

十二月：衆議院議員総選挙

…管内第一の静内長大橋完成

二 拓土の拡大

1 開拓開墾

明治四十三年第一期拓殖計画が樹立して殖民費に六四三万円を計上し、本件に関する計画及び目標として、『地形の測量、殖民地撰定及区劃、土地処分及び整理、移等を挙げているが、このうち重要なのは土地処分で、実に一六四万町歩の国有未開地及同返還地を処分し、この間に約一七七万の人口を吸収し、明治五十七年に於ける北海道人口を三二万に達せしめる』と説明し、さらに土地改良並に排水工事による増収を図ることを見込んだ。

さらに昭和二年の第二期拓殖計画においては殖民費がぐまれ、このうち移住奨励費が重要なものとなっている。

北海道への移民は開拓時代迄は殆んど官の保護移民で、明治二十年代以後は資本金や先着者の誘導によって来住した自由移民である。

日高への移民は僅かながら江戸時代の末から見られるが、すべて個人移住に過ぎなかった。これが団体移住となったのは開拓使の時代から三県時代にかけてで、赤心社の获伏村移住はそのよき例である。それ以後は再び個人移住となって大正に及んだ。しかし大正末期からはそれも限界に達した。これは従来の移住者の開拓地として選ばれたところが沃土を蓄積し、かつ内陸への往来のできる河川の流域の沃地であったからその適地も限られ、従って新たに移民の収容地は根柢のような辺地か、従来の開拓地の奥地、さもなくば泥炭地、火山灰地など放置されていた土地などが多くなって、保護移民によらなければ到底定着して経営することは困難の現状となった。

一面、農村の階級分化が進んで小作者が増加してきたことは単なる社会問題だけでなく、地力の減耗、耕作放棄という点からも真剣に考慮されなければならない問題である。

つまり殖民政策は全国的な自作農維持政策の一環をなすものであって、新たな移民をして自作農たらしむべく扶植させようと

したものであるからである。開拓開墾に関する計画の推移はその後の時勢によって改訂や繰延べを繰り返して、大きな変化を見せていくたの課題を残した。土地改良の問題としては、本道の特長土壌（泥炭、火山灰土、重粘土）は本道の気象条件とあって、人力開墾による入植者の定着をはばみ続けたから、深土耕から土地改良まで短年月でなしている計画的な機械開墾を望んでいたのである。農林省の農牧適地に対する土壌分率率によると、日高は普通土壌地二八、九％、火山灰地六八、九％、泥炭地二、二％となっている。

ともあれ、農業の近代化は機械化することであって、第一次大戦を契機としてこの方向は急速に推進された。

日高管内も最近農業機械化が次第に目立ってきた。営農用トラクター導入の可能面積及び台数は別表の通りであるが、すでに導入したものうち個人所有が年々増加している傾向にあり、他の農用機械においても同様であって、このことは農業合理化への道に積極的になってきた証左である。

●日高管内における農用機械の保有状況

(1) 動力耕うん機・農用トラクター所有農家数と台数 (個人)

(農業基本調査)

区分	総 数		5 馬力未満		5 ～ 10 馬力		10 ～ 15 馬力		15 ～ 20 馬力		20 ～ 30 馬力		30 ～ 40 馬力		40 ～ 50 馬力		50 馬力以上	
	農家数	台 数	農家数	台 数	農家数	台 数	農家数	台 数	農家数	台 数	農家数	台 数	農家数	台 数	農家数	台 数	農家数	台 数
昭和55年	3,137	3,713	347	346	1,841	1,915	437	447	265	265	327	327	134	134	197	197	26	26
昭和56年	3,172	4,108	348	338	1,748	1,827	424	441	174	179	714	714	230	235	277	335	71	74

(2) 動力耕うん機 農用トラクター所有農家数と台数 (共有)

区分	総 数		5 馬力未満		5 ～ 10 馬力		10 ～ 15 馬力		15 ～ 20 馬力		20 ～ 30 馬力		30 ～ 40 馬力		40 ～ 50 馬力		50 馬力以上	
	農家数	台 数	農家数	台 数	農家数	台 数	農家数	台 数	農家数	台 数	農家数	台 数	農家数	台 数	農家数	台 数	農家数	台 数
昭和55年	227	72	2	2	25	11	10	6	7	2	46	23	78	23	142	50	65	15
昭和56年	339	131	2	1	25	11	10	6	7	2	46	23	78	23	142	50	65	15

(3) 動力耕うん機農用トラクター馬力階層別構成

区分	総 数		5 馬力未満		5 ～ 10 馬力		10 ～ 15 馬力		15 ～ 20 馬力		20 ～ 30 馬力		30 ～ 40 馬力		40 ～ 50 馬力		50 馬力以上	
	農家数	台 数	農家数	台 数	農家数	台 数	農家数	台 数	農家数	台 数	農家数	台 数	農家数	台 数	農家数	台 数	農家数	台 数
昭和55年	3,785	3,713	2,780	2,780	1,032	1,032	384	384	172	172	155	155	17	17	49	49	98	98
昭和56年	4,234	4,108	2,185	2,185	1,334	1,334	594	594	131	131	131	131	23	23	69	69	97	97
昭和57年	4,234	4,108	2,185	2,185	1,334	1,334	594	594	131	131	131	131	23	23	69	69	97	97

47年度農業基本調査

(4) 日高管内町村別農用機械所有数

区分 町村名	10馬力以下		10～20馬力		20～30馬力		30馬力以上		小計		合計
	個人	共有	個人	共有	個人	共有	個人	共有	個人	共有	
日高支庁	2,185	12	620	8	714	23	584	88	4,103	131	4,234
日高町	113	2	18	1	10	2	-	3	141	8	149
平取町	275	4	108	4	142	13	28	14	553	35	588
門別町	361	3	142	3	89	5	131	26	723	37	760
新冠町	176	-	50		67	1	118	28	411	29	440
静内町	310	3	53		135		141	1	639	4	643
三石町	503		145		118		30	1	796	1	797
浦河町	361		88		112	1	119	9	680	10	690
様似町	72		8		24	1	14	4	118	5	123
えりも町	14		8		17		3	2	42	2	44

2 農地改革

この改革は経済民主化の方策としてとりあげたもので、従来我が国農家の耕地面積は少く耕作規模は全国平均一戸当り一町一反と反という零細経営で、かろうじて生計を維持するという状態におかれていた。しかも不況期には地主に多くの土地を併有された農業以外に雇傭の機会もなくやむをえず小作農として甘んじていた。昭和二十一年には農民人口の七割が小作地に依存していた。

さて地主は小作料として収穫量の四割六分から五割程度を主に米で支払うことを要求したが、小作人はこの搾取により慢性的な貧窮状態を続けた。従って新しい農具の購入も、土地改良、作物の品種改良も覚束なく、生産力は低落の一途を辿り経営方法には少しの進歩も見られず。まさに小作は農奴的な存在で背負うのは地主に対する負債のみであった。

こうした状態におかれたため、日本の総人口の約半数を占める農民が全国民を扶養することは不可能であり、そのうえ農村は常に人口過剰であったため、これ等の事情が原因となって、耕地は零細化した。小作料は依然として改善されなかった。こうして日本経済における最も基本的な欠陥の一つがここから生じてきた。そこで連合軍総司令部は、『封建的抑圧の数世紀間、日本の農民を奴隷化した経済束縛』の破壊を要求し、『日本の土地を耕す人々が、彼等の労働の成果を享有するより多くの機会に恵まれるような措置を講ずること』を日本政府に命じ、速かに農地制度に対し大きく改革をせよと求めた。地主、小作関係の調整、離農の阻止、さては勤労意欲の振興などを目的とした農地政策が実施されるに至った。昭和二十年十二月自作農創設の強化、小作料の全納化を主要内容とする第一次改革、さらに二十一年十月『農地調整法中改正法律』『自作農創設特別措置法』を公布し、十一月第二次の農地改革が行われたため、十二月市町村農地委員会の選挙が行われた。翌二十二年三月から農地の買収売渡しが始まり、二十三年末までに百六十四万町歩の買収がなされ、その後も買収が続けられた。昭和二十二年十二月には『自作農創設特別措置法』『農地調整法』の改正によって、牧野の解放が追加された。これは不在地主所有の小作牧野全部と、在村地主所有の三反歩を超える小作牧野を政府が買収して小作者に売渡すものであった。こうして地主階級は山林をのぞいてほとんどその勢力を失い、農村の封建的性格はうすらいだ。しかしこの農地改革も単に土地所有権の移転を行ったに過ぎないから真に民主化を達成したとは断言できないが、社会の民主化の大切な第一歩であった。また全国一の高率で小作地と不在地主をもつ北海道は、耕作地の再分配と小作料の適正化により多肥料、機械力をとり入れた農業に進み、本道農民の生活水準にも向上を見られるようになった。不振開拓地を除いては往時の開拓者生活は見られなくなった。さらに昭和二十七年からの北海道総合開発計画の重点事業の一つとして土地改良が進められていった。日高管内にお

いてもこの計画に沿って土地改良が大いに進められた。
業の一つとして土地改良が進められていった。日高管内においてもこの計画に沿って土地改良が大いに進められた。

こうして、農地制度改革事業実施の中心的機関としてその推進を担当するのが農地委員会（現農業委員会）である。

なお、昭和三十八年までに日高管内において農地改革によって買収及び売渡した面積は次の通りである。買収田 一、七六七、五八〇〇歩 畑七、五〇九、〇九二二歩 売渡 田 一、七三九、八〇二五歩 畑七、一九四、五一三歩

3 農業団体

農業生産における生産性の向上を目指すため、土地改良及び農業技術としての品種改良、施肥、栽培の指導、さらに、農機具の導入、農家経済の上昇等を図って農業経営の合理化を促進するための団体である。

農業協同組合

現在の農業協同組合は明治三十三年の産業組合法の制定によって設立された産業組合より発達したものであり、零細な農家経済の向上に大きく貢献した。

しかし今日の農業協同組合の過去をふり返ってみるならば、当初産業組合として各地に設立をみた組合も昭和十二年の日華事変とともに国家統制の実行機関として全国各町村に設置され、農家はすべて組合員とし加入することになった。しかし太平洋戦争の戦局の激しさを加えるにつれ農業団体の統合がされれば昭和十八年三月農業団体法が公布され町村内にあった、産業組合、農会、畜産組合などの農業団体が統合され農業会となった。

しかし終戦後、農民の経済的文化的進歩を目的とする農村の民主化を推進するため農業会が解体され、昭和二十二年十一月農業協同組合法の公布とともに現在の農業協同組合が設立された。

日高管内農業協同組合設立状況

種別	出資組合						非出資組合					
	一般	酪農	畜産	開拓	その他	計	一般	酪農	畜産	開拓	その他	計
区域計	一四		一	三	二	二〇	二四			一	四	二九
												合 計
												四九

（昭和四十六年度支庁農務課調）

農業共済組合

農業共済組合は、農業災害補償法により設立された組合であり、農家が一定の共済掛金を出し合い特定の農業災害によって損害を被った場合に共済金を支払し、経営の安定を図ることを目的として運営されている団体である。

組合の区域は一又は二以上の市町村を区域とし、区域内に住所を有し組合の定める規模以上の農業経営を営む者を組合員としている。

管内には現在広域合併（昭和四十四年）により八町村を区域とする日高地区農業共済組合と一町を区域とする門別町農業共済組合の二組合が設立されている。

官公庁

農林省帯広統計調査事務所（昭和四十七年十二月 農林省帯広統計情報事務所と改称）農林、水産業の基礎統計によって行政の資料とするのがその事業内容である。従来各町に所在したがこれを統合し、三石以東は浦河町、静内以西は静内町と二ヶ所に設置した。農林省北海道食糧事務所出張所

各町に二個所づつ所在する（但しえりも町は除く）が、更に米の生産の状況に應じ、それぞれ必要な地域に更に一ヶ所増設している。浦河、三石、門別、平取の各町がそれに該当する。主として米穀の統制、米穀統制に必要な調査、配給米の白度の監視、配給所の状況調査、供出米の検査と品質による等級決定がその業務である。

日高支庁農業改良普及所

管内には日高東部地区農業改良普及所（浦河町に所在し三石 浦河、様似 えりもが管轄区域である）日高中部地区農業改良普及所（静内町に所在、管轄区域は静内、新冠である）

日高西部地区農業改良普及所（平取町に所在、管轄区域は平取、日高、門別である。）が設置されており農業の技術指導、農業経営の指導、生活改善普及の指導が主なる業務である。

農業構造改善事業

農業の社会経済におよぼす影響の大きいことに鑑み国内農業の発展と農業従事者の地位の向上を図るため昭和三十六年農業基本法が制定された。

農業構造改善事業は農業基本法の精神に基づき適地適産を前提として主産地形成をはかり、規模の大きい生産性の高い自立経営農家の育成を目標に、昭和三十七年度から国が多額の補助と融資を行なって基盤の整備、施設の近代化を進めている。

日高においても第一次農業構造改善事業が昭和三十八年より四十四年まで推進されたが静内、平取、門別、浦河の各町は牛乳を、また日高町は米を基幹作物としてそれぞれ事業を実施し成果をおさめた。

二 牧場解放問題

新冠御料牧場（現新冠種畜牧場）

問題の動機となったのは、牧場が静内、新冠両郡にまたがっており、特に新冠に於ける民有地は高江附近の極めてわずかな部分に過ぎなく、他はほとんど御料地でそこに小作として生活するのが当時の住民の状態であった。

従ってせっかく入地開墾しても牧場の都合によっては移動を余儀なくされることもあった。そのため収益の少ない牧地よりも、むしろ耕地にするようにして欲しいことは一般の要望するところであった。しかし皇室御料地であるが故に強くこれを主張することは差しひかえざるを得なかった。

しかし日高実業協会がこの問題解決に一役を担うことになり、先づ大正六年牧場用地の一部解放を渋谷主馬頭に対し請願した。

更に大正十年には伊藤主馬頭が来道のおりに協会役員は札幌において陳情するほか、日高各町村会の決議に査づいて、日高実業協会会長頼吉が北海道長官笠井信一に請願した。

大正十二年には宮尾長官及び土岐長官に上申し宮内省当局に伝達方を請願した。

けれども事は容易に進展を見せなかったで、大正十二年十月二十日、日高実業協会会長頼吉の名に於て左記の陳情書を宮内大臣に提出した。

陳情書

日高実業協会会長頼吉 誠惶誠恐謹て地方の忠良なる国民の輿望を代表陳情し、以て明括なる閣下の御裁理を仰がんとす。

要旨

日高新冠御料牧場の一部貸下を受け、当国の特産たる馬匹の改善を中心とする模範農牧場を組織し、時代的経営の下に之を永遠に持続振興せしめ、之を外にしては益国威を張り国防に資するの基礎を鞏固ならしめ、之を内にしては地方の公益を進め、民力の発

達をつけ、以て報効の誠を致さんことを期せんとするに在り。

理由

抑々我が日高の国は開闢最古の地に於て、崇重なる歴史を有す。地勢は東北山を負い、南北海に面し、氣候温和にして積雪少く、天候風土は最も牧馬に適し、其他海陸の利源の豊富なる実に本道に冠たるの概あり、是を以て往古より和人の渡来して各所に部落を為すもの多く、戸口蕃殖し松前氏の此の地を領るや沙流、新冠、静内、三石、浦河、椋似及幌泉を七領となして之を処置し、寛政十一年幕府浦河以東を直轄するや、道路を開鑿し、旅宿所を設け、馬匹を各場所配付し、行旅運搬に便ならしむる等の施設を為し、函館より奥蝦夷地に至る唯一の国道たりしなり、降て明治二年、七領を改めて七郡と為し、初めて日高の国と称し、諸藩の士族及寺院等の支配地と為せり、此時移住せる土族一千有余名、同四年八月開拓使に属し、同五年九月浦河に開拓使支庁を置かる。即ち本道樺太を通し五支庁の一にして、其第三位に在り、此時新冠に牧場を開き、旧幕府当地方産馬事業の嚆矢として元浦河牧場に飼育せる馬匹及各地に散在せる野馬を取牧し、同六年には共飼育馬匹三百余頭を各部落民に分与して耕作を助け之の飼育を奨励せらる、同十三年以降に及び民有牧場を奨励し、次で産馬界は年を追て一般に普及するに至る。

而して新冠牧場は其後農商務省の主管に移り、明治十六年に至り、御料牧場に属し宮内省の主管となるや其規模を改め其施設経営を新たにし、優良種馬を外国より輸入して、盛に馬匹の改良を図られたるに、其効果顯著にして、名駿良駿頻に統出し名声赫々たると共に、地方一般に恵沢に浴することも又深甚なりし、馬政局の設置せらるるや、明治三十五年四月以来本協会より産馬改良機関の設置を上請し、尋て明治四十四年西舎に日高種馬牧場の設置あり、民間各郡には夙に種馬組合を組織し後には各々共同放牧場を開き、協力一致産馬改良の経路に努力し続々優秀馬匹を産出するに至り、馬匹の特産地として帝國驥北の驍名を博するの光栄を得たりと雖も、本道地方に於ける開拓事業は夙に駿々として進み海に航路開け、陸に鉄道通ずるに至ては、往年の日高国道は荒廢寂寥として今や道内には鉄道縦横に貫通して一千余里の延長を視るに拘らず、日高は未だ寸尺の国有鉄道を有せざるの否境に陥り、自然他の地方と交通を絶つたの姿となり、大勢に背き風潮に後れ世の進運に伴う能わざるに至れるは真に痛恨に堪えざる所なり。

漸く発場したる我が地方の特産たる産馬事業は、国威に国防に至大の關係あるは勿論、一般産業上の消長に關する重要な国家事業なるに、世局の推移は今や牧馬事業を不要とするの趨勢を示し、大に開墾耕作の業を興し農牧並進の経営に待つにあらざれば之を維持し、之を振興し永く國家の使命を完うすること能わざるを恐るるに至れり。然るに当国は到る所丘陵起伏して広野に乏しく、殊に